

平成27年 5月26日 (火)

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただ今から 平成27年 第5回 国東市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>それでは、本日の出席を確認します。欠席委員は、13番 ■■■ 委員、14番 ■■■ 委員、15番 ■■■ 委員、24番 ■■■ 委員、36番 ■■■ 委員の5名です。したがって、委員37名中32名の出席であり、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>ここで、■■■会長のあいさつをお願いし、続けて、会長には、本総会の議長をお願いいたしたいと思います。</p> <p>(挨拶)</p> <p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。</p> <p>16番 ■■■ 委員、17番 ■■■ 委員を指名します。 よろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願ひます。</p>
事務局	<p>申請番号20号 所在は、■■■■■■■■■■、地目は、畑、面積は、1,060㎡です。 渡人は、■■■■■■■■■■歳。 受人は、■■■■■■■■■■歳です。</p> <p>申請事由は、渡人は、高齢のため農地管理できないため処分したい。受人は、経営規模拡大により買い取りたいということです。</p>
議長	<p>続いて、担当農業委員さんの説明をいただきます。</p>
21番 ■■■ 委員	<p>この土地は、国道213号 ■■■■■■■■■■に5キロほど上った場所で、■■■であり、渡人が、高齢のため管理できないため譲渡するもので、何ら問題ないものと思われます。</p>
議長	<p>それでは、申請番号20号についてご意見・質疑等をお伺ひします。</p>

委員 議長	なし 承認をされる方の挙手を求めます。 (挙手) 挙手多数により申請番号20号を承認します。
議長	続きまして、議案第27号農地法第5条の規定による所有権移 転の許可申請について事務局から説明願います。
事務局	<p>それでは、申請番号12番 [REDACTED] 面積215㎡、同地 [REDACTED] 面積158 ㎡の2筆、合わせて373㎡ 渡人は、 [REDACTED] [REDACTED]さん 受人は、 [REDACTED] [REDACTED]です。法人の農機具置場 としての所有権移転の伴う転用です。この土地は、第2種農地 です。</p> <p>次に、申請番号13号 [REDACTED] 地 目は、 [REDACTED] 面積404㎡です。渡人は、 [REDACTED] [REDACTED]さん 受人は、 [REDACTED] [REDACTED]さんです。持ち家が無いため床面積128.16㎡、 事業面積926㎡の住宅を新築したいとのことです。</p> <p>売買による所有権移転で、この土地は第2種農地です。</p>
議長	それでは、担当農業委員の説明をお願いします。
34番 [REDACTED]委員	申請番号12号のこの [REDACTED] 2筆は、 [REDACTED]の変電所横にあ り、耕作放棄地となっており、農事組合法人が農機具置き場とし て利用するというので、何ら問題ないと思われます。
19番 [REDACTED]委員	申請番号13号について、この土地は、 [REDACTED]バス停の斜め上で、 県道より一段高い場所にあります。 [REDACTED]と [REDACTED]さんの売買 が成立し、 [REDACTED]さんが自宅を新築するというので、何ら問題ない と思われます。
議長	それでは、申請番号12号についてご意見・質疑等をお伺いし ます。
委員	質疑意見なし

議 長	承認できる方の挙手を求めます。 挙手多数 申請番号12号は、承認されました。
議長	それでは、申請番号13号についてご意見・質疑等をお伺いします。
委員	質疑意見なし
議 長	承認できる方の挙手を求めます。 挙手多数 申請番号13号は、承認されました。 よって、議案27号は承認されました。
議 長	それでは、議案第28号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。
事務局	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。 利用権設定で内訳は、田が53筆57,715㎡ 畑が、3筆661㎡ 合計56筆 58,376㎡です。内訳ですが新規設定11筆 16,598㎡ 更新設定が、45筆41,788㎡です。以下地区別、個別については、ご覧いただきたいと思えます。
議 長	なにかご質疑等ございませんか。
委員	意見質疑なし
議 長	それでは、承認くださる方の挙手をお願いします。 挙手多数 議案第28号 農用地利用集積計画について承認します。
議 長	それでは、議案第29号 農地法の規定による非農地証明書の交付について事務局の説明をお願いします。
事務局	申請番号20号 XXXXXXXXXX 地目

	<p>は、面積 80 m² と同地 地目 面積 212 m² の 2 筆で、申請者は、さん 平成元年頃から、宅地の駐車場の一部及び庭として利用されており農地として利用できない状態であるため、現況宅地として非農地の証明を申請するものです。この土地は、第 2 種農地です。</p> <p>続いて、申請番号 21 号 地 地目 面積 345 m² で申請人は、番地 さんです。昭和 48 年 11 月に農業用倉庫として建築したが、現在は、これを住居として使用しているため宅地として非農地の申請をするものです。この土地は、第 2 種農地です。</p>
議 長	それでは、担当農業委員より説明ください。
34 番 委員	この 2 筆は、の斜め前に位置し、所有者は、に住んで居り、手放したいとの意向です。現況は、駐車場として利用されており農地としての利用は困難です。
2 番 委員	ここは、より 3.5 km ほど上った場所にあり、昭和 48 年にみかん倉庫が建設され利用されていましたが、ここ 30 年ほどミカンの栽培もなされておらず利用されないまま、現在改造して住居として利用されております。農地としての利用は不可能と思和ます。
議 長	何か質疑ご意見等ございませんか。
委員	特になし
議長	それでは、採決します 賛成多数
議 長	議案第 29 号非農地証明書の交付については承認されました。本日の議事は、これですべて終了します。